

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の二、第二十七条の六第三項及び第三十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 藤井比早之

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一 略」 二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 〔1〕〔13〕 略 (14) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔15〕 略 (16) 及び (17) 削除 〔18〕 略 (19) 及び (20) 削除 〔21〕〔29〕 略 〔三〕七の三 略 七の四 ローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 〔1〕 略 (2) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は同条第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔削除〕 〔削除〕 〔七の五〕九 略	(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 「同上」 「一 同上」 二 「同上」 〔1〕〔13〕 同上 (14) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔15〕 同上 (16) 削除 (17) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔18〕 同上 (19) 削除 (20) 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔21〕〔29〕 同上 〔三〕七の三 同上 七の四 「同上」 〔1〕 同上 (2) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔3〕 削除 (4) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔七の五〕九 同上

十 前条第二項第一号及び第一号の二に規定する基地局

- (1) 設備規則第四十九条の六の四第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(2)並びに次号(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- (2) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (3) 設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(4)並びに次号(3)及び(4)に掲げるものを除く。)
- (4) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (5) 設備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(6)並びに次号(5)及び(6)に掲げるものを除く。)
- (6) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (7) 設備規則第四十九条の六の十第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(8)並びに次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。)
- (8) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(10)並びに次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)
- (10) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)(11)に係るもの
- (11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(12)並びに次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。)
- (12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第五項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)(13)に係るもの
- (13) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(14)並びに次号(13)及び(14)に掲げるものを除く。)
- (14) 設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(15)及び第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (15) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(16)並びに次号(15)及び(16)に掲げるものを除く。)
- (16) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準の

十 「同上」

- (1) 設備規則第四十九条の六の四第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (2) 設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(3)及び(4)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (3) 設備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(5)及び(6)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (4) 設備規則第四十九条の六の十第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (5) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (6) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (7) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(13)及び(14)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (8) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(15)及び(16)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕

	うち 基地局 に係るもの
	(17) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち 基地局 に係るもの(18並びに次号17及び18に掲げるものを除く。)
	(18) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項に規定する技術基準のうち 基地局 に係るもの
	(19) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち 基地局 に係るもの(20並びに次号19及び20に掲げるものを除く。)
	(20) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第九項に規定する技術基準のうち 基地局 に係るもの
	十一 前条第二項第二号に規定する 基地局
	〔1〕(8) 略
	(9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第七項に規定する技術基準のうち 基地局 (ローカル5Gの 基地局 を除く。)に係るもの
	(10) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第四項及び第七項に規定する技術基準のうち 基地局 (ローカル5Gの 基地局 を除く。)に係るもの
	(11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第五項及び第七項に規定する技術基準のうち 基地局 (ローカル5Gの 基地局 を除く。)に係るもの
	(12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第六項及び第七項に規定する技術基準のうち 基地局 (ローカル5Gの 基地局 を除く。)に係るもの
	〔13〕(18) 略
	(19) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第九項に規定する技術基準
	(20) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第八項及び第九項に規定する技術基準
	〔十二〕 略
	(簡易な操作)
	第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。た
	だし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。
	〔一〕五 略
	六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
(1)	基地局(設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項に規定する技術基準、第四十九

	(9) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち 基地局 に係るもの(次号17及び18に掲げるものを除く。)
	〔新設〕
	(10) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち 基地局 に係るもの(次号19及び20に掲げるものを除く。)
	〔新設〕
	十一 〔同上〕
	〔1〕(8) 同上
	(9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第三項に規定する技術基準のうち 基地局 (ローカル5Gの 基地局 を除く。)に係るもの
	(10) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第四項に規定する技術基準のうち 基地局 (ローカル5Gの 基地局 を除く。)に係るもの
	(11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第五項に規定する技術基準のうち 基地局 (ローカル5Gの 基地局 を除く。)に係るもの
	(12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第六項に規定する技術基準のうち 基地局 (ローカル5Gの 基地局 を除く。)に係るもの
	〔13〕(18) 同上
	(19) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第七項に規定する技術基準
	(20) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第八項に規定する技術基準
	〔十二〕 同上
	(簡易な操作)
	第三十三条 〔同上〕
	〔一〕五 同上
	六 〔同上〕
(1)	基地局(第十五条の二第二項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六

条の六の五第一項及び第三項に規定する技術基準、第四十九条の六の九第一項及び第三項に規定する技術基準、第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準、第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第五項及び第七項に規定する技術基準、第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項に規定する技術基準、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準、第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項に規定する技術基準又は第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第九項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）

〔2〕⑥ 略

〔七・八 略〕

別表第五号の十 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長	監視制御機能・保守運用体制確認申請書		年	月	日
(何)	総合通信局長 殿（注1）	申請者（注2）	郵便番号	住 所	
			氏名又は名称	氏名又は名称	
			法人番号	代表者氏名	
			申請の内容に関する連絡先	所属、氏名（フリガナ）	
			電話番号	電話番号	
			電子メールアドレス	電子メールアドレス	
			電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項（注3）に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。	第137条	
辺	1 対象の無線局（注4）	記			
	2 〔略〕				
	短	辺	（日本産業規格A列4番）		
〔注1～3 略〕					
4	運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局又は高高度基地局のうち対象				

の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項、第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九の二第一項、第二項、第六項及び第八項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）

〔2〕⑥ 同十

〔七・八 同十〕

別表第五号の十 〔同左〕

長	監視制御機能・保守運用体制確認申請書		年	月	日
(何)	総合通信局長 殿（注1）	申請者（注2）	郵便番号	住 所	
			氏名又は名称	氏名又は名称	
			法人番号	代表者氏名	
			申請の内容に関する連絡先	所属、氏名（フリガナ）	
			電話番号	電話番号	
			電子メールアドレス	電子メールアドレス	
			電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項（注3）に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。	第137条	
辺	1 対象の基地局（注4）	記			
	2 〔同左〕				
	短	辺	（日本産業規格A列4番）		
〔注1～3 同左〕					
4	運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を				

となる<u>無線局</u>を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。 [5～8 略]	「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。 [5～8 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定無線局の開設の届出) 第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は同項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。 〔一〇六 略〕 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は同項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。 〔3 略〕 (特定無線局の廃止の届出) 第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は同項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 〔一〇五 略〕 〔2 略〕 第二十四条の五 法第二十七条の六第三項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は同項第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。 〔2 略〕 別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9、第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによるこ	(特定無線局の開設の届出) 第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。 〔一〇六 同上〕 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。 〔3 同上〕 (特定無線局の廃止の届出) 第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 〔一〇五 同上〕 〔2 同上〕 第二十四条の五 法第二十七条の六第三項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。 〔2 同上〕 別表第二号の四 〔同左〕

とができる。) 〔様式略〕 〔注 1～16 略〕 17 16の欄は、次によること。 〔(1)～(4) 略〕	〔様式同左〕 〔注 1～16 同左〕 17 〔同左〕 〔(1)～(4) 同左〕
(5) 特定無線局 (施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号及び第3号の2に掲げるもの (第1号又は第1号の2に掲げるものにあつては、<u>施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。</u>)に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。 〔(6)～(11) 略〕	(5) 特定無線局 (施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。 〔(6)～(11) 同左〕
別表第三号の五 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号、第3号の2及び第4号に掲げる無線局 (第1号又は第1号の2に掲げるものにあつては、<u>施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。</u>)に限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式略〕 〔注 1～6 略〕	別表第三号の五 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号、第3号の2及び第4号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式同左〕 〔注 1～6 同左〕
別表第三号の六 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げる無線局 (施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。)並びに同項第2号に掲げる無線局に限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式略〕 〔注 1～5 略〕	別表第三号の六 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式同左〕 〔注 1～5 同左〕
別表第七号の二 特定無線局の廃止届出書の様式 (第24条の4第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式略〕 〔注 1・2 略〕 3 2の欄は、次によること。 〔(1) 略〕 (2) ②の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号又は第3号の2</u>	別表第七号の二 〔同左〕 〔様式同左〕 〔注 1・2 同左〕 3 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) ②の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第1号又は第3号に規定する無線局の場合に</u>

に掲げるもの（第1号又は第1号の2に掲げるものにあつては、<u>施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17及び(19)</u>に掲げる<u>特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。</u>）の場合に限り、特定無線局の番号を記載すること。 〔3〕 略〕 (4) ④の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第1号若しくは第1号の2に規定する無線局（施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は同項第2号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。</u> 〔5〕 略〕 〔4 略〕	限り、特定無線局の番号を記載すること。 〔3〕 同左〕 (4) ④の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第2号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。</u> 〔5〕 同左〕 〔4 同左〕
備考	表中の「」の記号は、凡記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。